

公益財団法人 草津市コミュニティ事業団

環境・緑化関連機器貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、草津市民が自主的に「**草津市内の公園、河川等公共用地**」の環境整備・清掃作業等を実施するために必要な草刈機等の環境・緑化関連機器（以下「**緑化機器**」という。）の貸し出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(緑化機器の種類および保管場所)

第2条 この要綱により貸出を行う緑化機器の種類、規格、数量および保管場所は、次のとおりとする。

種類	規格等	数量	保管場所
肩掛式草刈機	刈刃 255mm 排気量 25.4 CC	2	ロクハ公園 草津市 追分7丁目 11番2号
ヘッジトリマー	刈幅 500mm // 21.2 CC	1	
自走式芝刈機	刈幅 530mm // 18.2 CC	2	
耕耘機	耕耘幅 610mm // 88 CC	1	
軽トラック	一方開きダンプ式 (オートマチック4WD)	1	

(貸出の対象者)

第3条 緑化機器の貸出の対象者は、原則として、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自治組織の長または役員
- (2) 草津市内に所在するNPO 法人またはボランティア団体の代表者(営利および営業目的に使用しない者)
- (3) その他環境美化活動を目的とした個人で、(公財)草津市コミュニティ事業団理事長(以下「理事長」という。)が必要と認めたもの

(機器の使用について)

第4条 機器を使用するものは、緑化機器の使用経験があるもの、または、機器の取り扱いについて十分な説明を受けたものでなければならない。

(貸出日数)

- 第5条 緑化機器の貸出日数は、貸出日の翌日から起算して7日以内とする。
- 2 前項の貸出日数は、理事長が必要と認めたときはこれを変更することができる。
 - 3 軽トラックの貸出は、当日のみとする。

(貸出日時および返却日時)

第6条 貸出日および返却日は、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）および毎週月曜日（月曜が祝日の場合は、その翌日）を除く日とし、貸出時間および返却時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、理事長が必要と認めたときはこれを変更することができる。

（貸出の申請）

第7条 貸出を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、緑化関連機器貸出申請書（別記様式第1号）を理事長に提出し、その適否の決定を受けなければならない。

2 前項の申請は、貸出日の3ヶ月前から7日前までの期間に行わなければならない。ただし、理事長が必要と認めたときはこれを変更することができる。

（貸出の決定）

第8条 理事長は、前条の申請があったときは、速やかに貸出の適否について決定し、緑化関連機器貸出決定（却下）通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（貸出の方法）

第9条 前条の規定により貸出の決定を受けた申請者は、緑化関連機器貸出決定（却下）通知書により指定された期日および場所において、当該緑化関連機器貸出決定（却下）通知書を提示して貸出を受けるものとする。

（貸出物品の管理）

第10条 前条の規定により貸出を受けた申請者は、当該貸出を受けた物品の全部または一部を破損および滅失したときは、直ちに理事長にその状況を報告し、必要な指示を受けなければならない。

2 前条の規定により貸出を受けた申請者は、物品をその目的に反し使用し、譲渡、交換若しくは貸与し、または担保に供してはならない。

（貸出の取消）

第11条 次の各号に該当すると認めるときは、緑化機器の貸出中であっても貸出決定を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用を停止させることができる。

（1）公の秩序または善良な風俗を乱したとき。

（2）使用の目的または条件に違反したとき。

（3）緑化機器の全部または一部を破損および滅失したとき。

（4）緑化機器を目的に反し使用し、譲渡、交換若しくは貸与し、または担保に供したとき。

（5）緑化機器を使用し、事業として請負等を行ったとき。

（6）緑化機器を使用し、発生した刈草等を違法に投棄したとき。

2 前項の規定により申請者が使用の承認を取り消され、または使用を制

限されたことにより生じた申請者の損害については、理事長は、その責めを負わない。

(刈草等の処分)

第12条 刈草等の処分については、原則申請者が処分するものとするが、刈草処分依頼書により草津市公園事務所（ロクハ公園内）にその処分を依頼することができる。（実施予定日の1月前までに依頼書提出のこと。）

(費用負担)

第13条 貸出緑化機器の使用に関する費用は、申請者の負担とする。

①燃料（軽トラック貸出時のガソリン代）

(事故等の報告)

第14条 申請者は、貸出緑化機器の使用において事故が生じたときは、直ちにその事故の内容を理事長に届け出なければならない。

(修繕等)

第15条 緑化機器の使用に伴う破損については、全て申請者の責任において原状回復をすること。

(損害賠償)

第16条 申請者は、緑化機器の全部または一部を破損し、または滅失したときには、理事長の指示するところに従い、その損害を賠償しなければならない。

(傷害の補償等)

第17条 申請者もしくは使用者が活動中に被った傷害や損害に対する賠償責任は、申請者がすべて責任を負うものとする。また、第三者に対する賠償責任についても同様とする。

付 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年5月14日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

別記様式第1号（第7条関係）

環境・緑化関連機器貸出申請書

令和 年 月 日

公益財団法人草津市コミュニティ事業団

理事長 清水和廣様

[申請者]
住所 _____
団体名 _____
代表者名 _____ 印
電話 _____

事業団の緑化機器貸出要綱に基づき、以下の事項を遵守することを誓約し申請します。

- 1.使用期間中は、道路交通法並びに緑化機器使用にあたっての注意事項を遵守します。
- 2.本人もしくは第三者が損害を受けた場合、その費用等はすべて申請者の負担とします。
- 3.その他事故等の際し、事業団に一切の迷惑および損害をかけません。

貸出希望機器の名称	
貸出希望の理由	<input type="checkbox"/> 公共用地の整備のため <input type="checkbox"/> その他（ ）
貸出機器の使用場所	<input type="checkbox"/> 公園（ ） <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> その他（ ）
貸出希望の期間	令和 年 月 日（ ） 時 分 から 令和 年 月 日（ ） 時 分 まで
貸出機器の使用日時	令和 年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで
貸出機器の使用人数	人
事業団記入欄	
貸出時	担当職員 印 借り受け時に、異常がなかったことを確認いたしました。(サイン)
返却時	担当職員 印 <input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり（ ）

所長	副所長	受付

環境・緑化関連機器貸出決定（却下）通知書

令和 年 月 日

様

公益財団法人草津市コミュニティ事業団
理事長 清水和廣

令和 年 月 日付で申請のありました緑化関連機器の貸出について、下記のとおり決定（却下）しましたので、公益財団法人草津市コミュニティ事業団緑化関連機器貸出要綱第7条の規定により通知します。

<input type="checkbox"/> 貸出を決定します。	
貸出機器名	
貸出期間	令和 年 月 日（ ）から 令和 年 月 日（ ）まで
貸出場所	草津市追分7丁目11番2号（ロクハ公園内）
返却場所	草津市追分7丁目11番2号（ロクハ公園内）
注意事項	1 貸出期間中に貸出機器により生じた事故については、申請者において一切の責任を負うものとする。 2 貸出期間中の不注意または、故意により貸出機器に故障・破損および紛失した場合は、申請者において弁償するものとする。 3 貸出機器の転貸および目的外に使用してはならない。 4 貸出機器の燃料は、使用者の負担とする。 ※ 軽トラックの貸出については、貸出当日の返却とします。（2日以上連続使用の場合も、日毎の返却とします。）
<input type="checkbox"/> 貸出を却下します。	
却下理由	